

ダイバーシティスクエア利用ガイド（2021年5月）

ここでは、2021年5月に開室する、ダイバーシティスクエア（以下、「Dスクエア」という。）の利用方法等を説明します。ここに定めるルールは、開室後の運営、運用の状況により、半年程度で見直しを行う場合があります。

Dスクエアについて

Dスクエアは、中央大学ダイバーシティセンターが2021年度に多摩キャンパス FOREST GATEWAY CHUO の2階、ダイバーシティセンター事務室の隣に開設する主に学生を対象としたスペースです。

ダイバーシティに関する3つの機能（①安心・安全な居場所の提供、②相談対応、③情報収集・発信、啓発・研修）を持つ場所として運営していきます。

利用可能時間

【授業実施日・月～金曜日】

10：30～14：30

※14：30以降は閉室とし、個別相談対応等のための時間とします。

※学期試験期間中は、授業実施日と同様に利用できます。

※授業実施日は、多摩キャンパス学部学年暦によるものとします（※祝日の授業実施日は開室します）

※本大学教職員および本学附属の中学校・高校教職員が利用する場合は、15：00-17：00の時間帯で、個別相談等を行っていない場合とします。

【土日曜・祝日及び休業期間】

当面の間閉室とします。

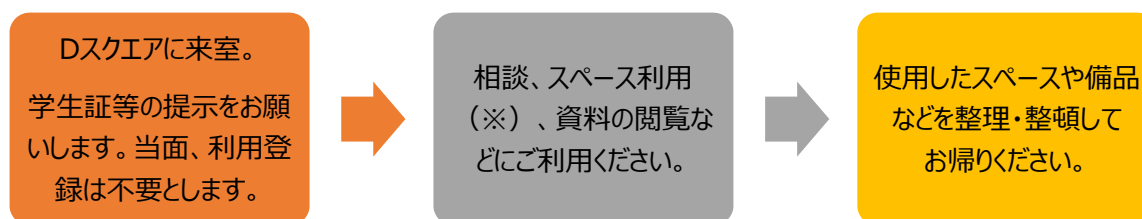
【利用不可期間】

定期清掃日、夏季休業期間中の一定期間、冬季休業期間、入試期間

利用できる人

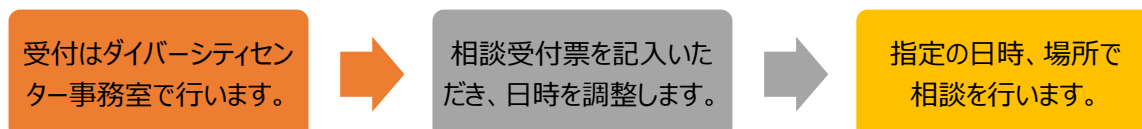
1. 本大学学部学生（選科生、本大学法学部通信教育課程学生を含む。）および本大学大学院学生（選科生、研究生を含む）
2. 本大学教職員（※利用時間は学生とは異なります。「利用可能時間」参照。）
3. 本学附属の中学校および高校の生徒、本学附属の中学校・高校教職員、本大学の科目等履修生および聴講生は、ダイバーシティセンター所長が認めた場合、利用することができます。
4. 1. から3. に限らず、ダイバーシティセンターがDスクエアで実施する啓発・研修等の企画に参加する方は、当日に限り利用することができます。

利用するには？



※ 当面、個人利用のみとし、グループによる部屋の利用（部屋の貸し出し）は行いません。

ダイバーシティセンターのスタッフと個人相談をしたい場合は？



スタッフ紹介：別紙の通り

主な設備

スモールテーブル 4台、椅子 6脚、スツール 8ヶ
書架 3台
カウンターデスク 3台、カウンタースツール 6脚
昇降テーブル 1台
プロジェクター、ホワイトボード（壁仕様）
カタログスタンド、パーテーション
図書・雑誌資料



利用上の注意

D スクエアは、開室時間中、自由に使うことができます。利用者がお互いに快適に利用できるよう、以下の点に注意してください。

1. 利用者には様々なバックグラウンドをもった人がいることを意識して、多様性を尊重した言動を心がけましょう。利用者相互に、プライバシーに配慮するように留意してください。
2. 大声を出したり、他の人が不快に感じるような行動をしたりすることのないようにお願いします。また、一人で複数の場所を占有するようなことも控えてください。
3. 火気厳禁、禁煙。原則として室内での電話利用も控えてください。
4. コロナウイルス感染症予防のため、当面の間は、室内での飲食は出来ません。
5. 後に使う人のためにも、整理・整頓、清掃を心掛けてください。
6. 万が一、D スクエア内の設備、資料等を破損、棄損した場合は、必ずダイバーシティセンター事務室のスタッフに報告してください。
7. 繰り返し不適切な行動があった場合、あるいはダイバーシティセンター事務室のスタッフの指示に従わなかった場合には、利用禁止とする場合がありますので、注意してください。
8. 荷物・貴重品は自己管理し、盗難には十分注意してください。

図書・資料の貸出

本大学の学部学生、大学院学生および本大学教職員は、D スクエアに所蔵している図書・資料を借り出すことができます。貸出手続きには、「学生証」あるいは「教職員証」が必要です。借りたい図書・資料をお持ちになり、ダイバーシティセンタースタッフにお申し出ください。

貸出期間：10 日間（通常期）、60 日間（夏季休業、冬季休業期間にかかる期間）

貸出冊数：3 冊まで

注意事項：貸し出しを受けた図書・資料を返却しないと、次の貸出を受けることはできません。

※上記以外の方は、当日の閲覧のみとなります。

緊急時の対応

(1) 地震発生時…

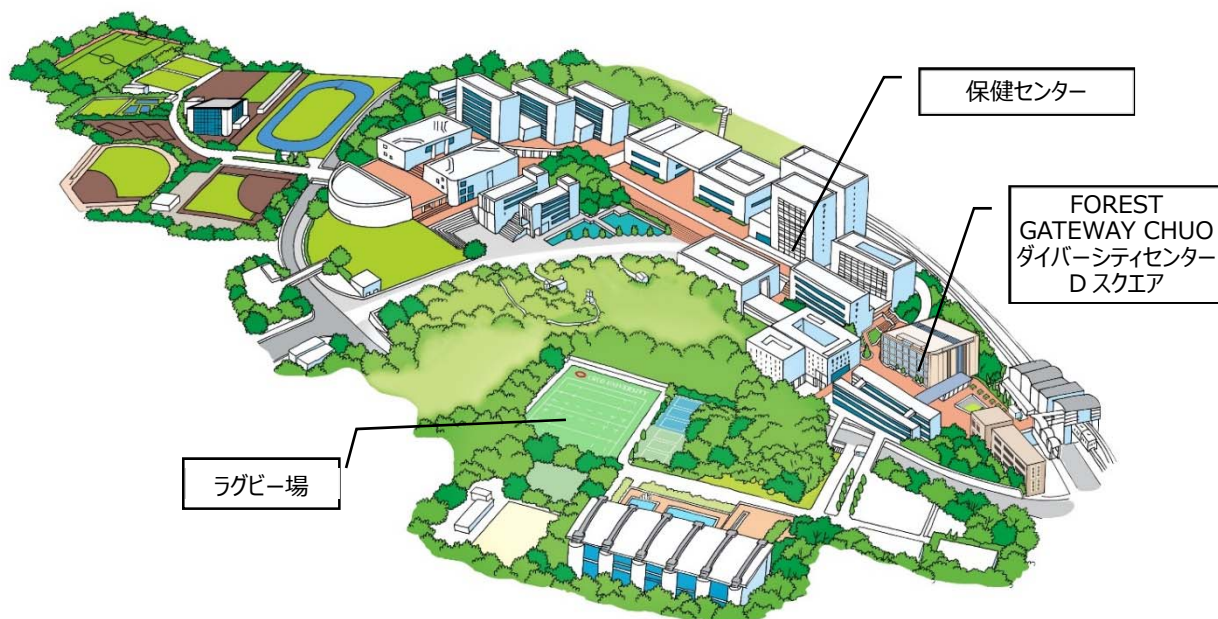
- 自分の身体を守る。(机の下にもぐる、バッグなどで頭を覆うなどして、頭と手足を守る。落下物がない場所にいるときはその場で座り込む。)
- 窓や棚、ガラスなど割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。

(2) 地震がおさまったら… D スクエアのスタッフあるいは隣のダイバーシティセンター事務室の指示に従い、以下の通り行動してください。

- 負傷者がいる場合は周囲の協力を得ながら応急手当を行い、大学関係者に連絡する。
- 万が一火災が発生している場合は自分の身が安全な範囲で周囲の協力を得ながら初期消火。消火が困難と判断した場合は、すみやかに火から離れる。

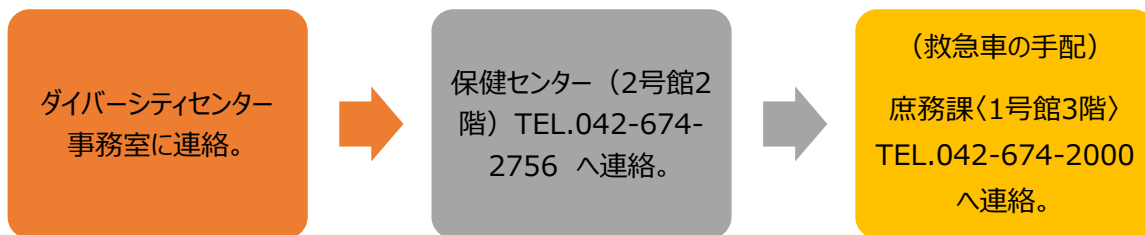
(3) 非常放送が流れたら…

- 非常放送の指示に従って落ち着いて避難。避難に支障が出る大きな荷物は置いていく。
- 火災が発生している場合、煙を吸わないよう、タオルなどで口を覆う。
- 余震が落ち着き、帰宅手段等の安全が確認されるまで無理に帰宅せず、原則として大学や避難所にとどまる。D スクエアの一時避難場所は、ラグビー場です。



(4) けが人や急病人が発生した場合…

Dスクエアのスタッフあるいは隣のダイバーシティセンター事務室に連絡してください。



(2021年5月)

中央大学ダイバーシティセンター ダイバーシティスクエア利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中央大学ダイバーシティセンターが多摩キャンパスに設置するダイバーシティスクエア（以下、「D スクエア」という。）の利用に係る細目を定める。

(設置の目的)

第2条 D スクエアは、学校法人中央大学におけるダイバーシティの推進を図るにあたり、学生等に安心・安全な居場所を提供し、かつ個別相談に対応し、または情報収集と発信、啓発・研修を進めていくための中心的な機能を担うスペースとして設置する。

(利用者)

第3条 D スクエアを利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本大学学部学生（選科生、本大学法学部通信教育課程学生を含む。）
- 二 本大学大学院学生（選科生、研究生を含む）
- 三 ダイバーシティセンター所長が認める以下の者
 - ア 本学附属の中学校および高校の生徒
 - イ 本大学教職員
 - ウ 本学附属の中学校および高校の教職員
 - エ 本大学科目等履修生、聴講生
 - オ その他、本学のダイバーシティ推進上必要と認められる者
- 四 前三号にかかわらず、ダイバーシティセンターが D スクエアで実施する啓発・研修等の企画に参加する者は、当日に限り利用することができる。

(利用の登録等)

第4条 当面の間、D スクエアを利用するにあたり、利用登録は要しない。ただし、個人相談を希望する場合は、別に定める相談の受付を行うこととする。

2 前条の利用者は、次に定める証明書を携帯し、ダイバーシティセンター職員から求められたときは、提示しなければならない。

- | | |
|------------------------|----------|
| 一 本大学学部学生および大学院学生 | 学生証 |
| 二 本学附属の中学校および高校の生徒 | 生徒証、生徒手帳 |
| 三 本大学及び本学附属の中学校、高校の教職員 | 教職員証 |
| 四 本大学科目等履修生 | 科目等履修生証 |
| 五 本大学聴講生 | 聴講生証 |

(利用日)

第5条 利用日は、次のとおりとする。

多摩キャンパス学部学年暦による授業実施日（ただし土曜日を除く）。原則として、日曜、祝日（授業実施日を除く）、夏季休業期間中の一定期間及び冬季休業期間は利用できない。

2 前項の規定にかかわらず、ダイバーシティセンターが必要と認めるときは、臨時に利用を停止することができる。

る。

(利用時間)

第6条 利用時間は次のとおりとする。

- 一 本大学学部学生、本学大学院学生、本学附属の中学校および高校の生徒、本大学科目等履修生および聴講生 10：30～14：30
- 二 本大学教職員、本学附属の中学校および高校の教職員 15：00～17：00 ※個別相談実施時を除く。

(利用手続等)

第7条 利用手続に係る事項は、別に定める。

(利用の制限)

第8条 原則として、団体による利用はおこなわない。

2 第3条ならびに前項の規定にかかわらず、ダイバーシティセンターが主催または共催する啓発、研修等の活動はDスクエアを利用できるものとする。

(図書・資料の貸出)

第9条 図書・資料の貸出を受けることができる者は、本大学学部学生、本学大学院学生及び本大学教職員とする。

2 利用者が貸出を受けることのできる図書・資料の総点数は、1回3点以内とし、貸出期間は10日以内とする。ただし、夏季休業期間および冬季休業期間の貸出期間は60日以内とする。

3 貸し出しを受けた者は、その図書・資料の返却を行わない限り、次の貸出を受けることはできない。

(利用者の守るべき事項)

第10条 Dスクエアの利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- 一 Dスクエアの設置の目的に照らして適切に利用すること
- 二 営利を目的とする活動に利用しないこと
- 三 危険物の持ち込み、火気の使用等、安全を損なう行為をしないこと
- 四 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと
- 五 その他ダイバーシティセンターの指示に従うこと

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用者の故意又は過失によって、建物、施設、設備及び備品を滅失、汚損又は損壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

(改廃)

第12条 この要項の改廃は、ダイバーシティセンター運営委員会で協議・決定し、ダイバーシティセンター所長に報告するものとする。

附 則

この要項は、令和3年5月14日から施行する。

(了解事項)

1. この要項は、利用者等の意見・要望を徴し、必要に応じて見直しを図る。